

船舶事故調査報告書

令和8年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）
委員 上野 道 雄
委員 高橋 明 子

事故種類	同乗者死亡
発生日時	令和6年11月7日 07時30分頃
発生場所	鹿児島県鹿児島市桜島港（園山地区） 竹山三等三角点から真方位016° 290m付近 （概位 北緯31° 36.9′ 東経130° 42.1′）
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、出航中に浸水し、同乗者が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和6年12月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし 船舶番号なし、個人所有 約2.45m×約1.20m×約0.40m、ポリエチレン ガソリン機関（船外機）、1.47kW、進水年月不詳
乗組員等に関する情報	操縦者 81歳 操縦免許 なし 同乗者 81歳 操縦免許 なし
死傷者等	死亡 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、水温 約24℃（鹿児島港）
事故の経過	操縦者及び同乗者は、操縦者所有の自家用車（軽トラック）に本船を積載し、令和6年11月7日06時00分頃、操縦者が運転して桜島港（園山地区）の岸壁（以下「園山岸壁」という。）に到着した。 （図1参照）

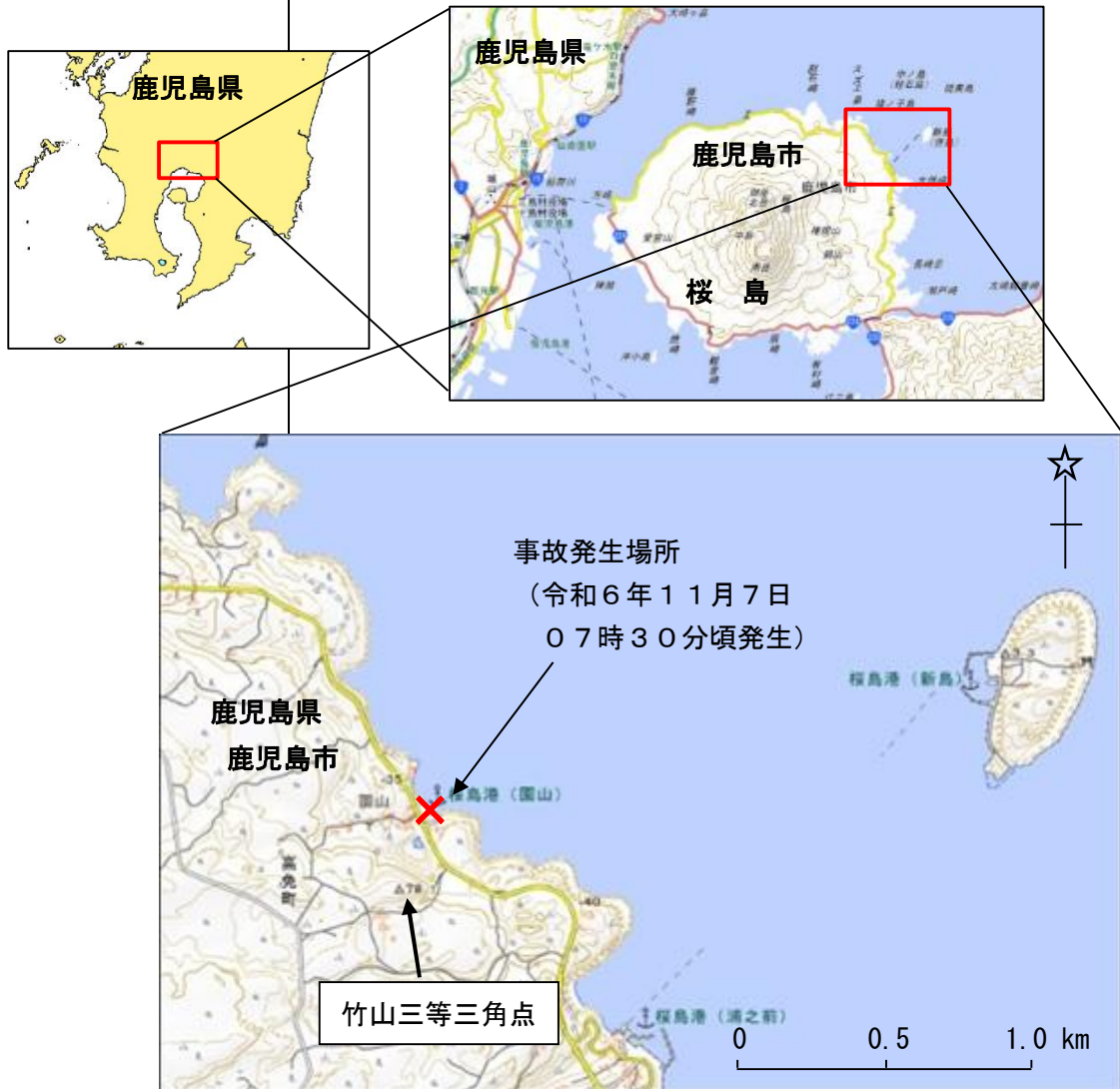


図1 事故発生場所概略図

操縦者及び同乗者は、本船を二人で抱えて園山岸壁の階段（以下「本件階段」という。）を降り、本件階段途中の海面に本船を浮かべて係留した。（写真1、2参照）



写真1 園山岸壁（鹿児島市河川港湾課 提供）



写真2 本船と同型船

操縦者は、船外機を車から本船に運び、本船への取付作業を始めた。

同乗者は、車と本船との間を数回往復して釣り具等を運んだ後、係留索を解いて本船に乗船したところ、腰痛を訴えて本船の左舷後部で頭部が左舷側から舷外に出る姿勢で横たわった。

操縦者は、同乗者の頭部が船内に収まるように、同乗者の姿勢を変えようとして、左舷側に体を寄せて同乗者の上半身を抱えた際、本船が左舷側に大きく傾き、海水が舷側を越えて船内に浸入し始めた。

(図2参照)

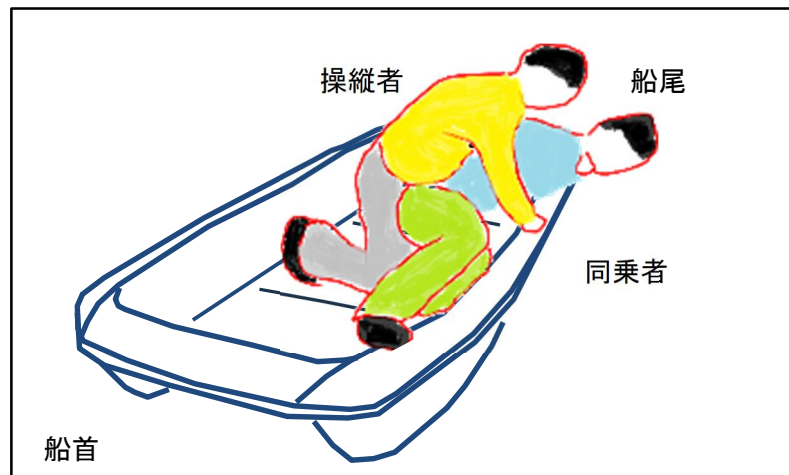


図2 同乗者の姿勢を変えようとした際の体勢

操縦者は、沈没の危険を感じ、本船が本件階段から約10m離れた辺りで同乗者へ海に入るよう促した後、海に飛び込んだ。

操縦者は、07時30分頃、自力で本件階段に泳ぎ着いた後、同乗者の様子を園山岸壁から確かめようと本件階段を上っている時、園山岸壁上の釣り人（以下単に「釣り人」という。）が、ペットボトルを沖に向けて投げていることに気付いた。

操縦者は、本船の方を振り返り、水船状態の本船付近の海面にうつ伏せで浮いている同乗者を認めた。

操縦者は、釣り人から受け取ったロープの片端を持ち、泳いで同乗者の救助に向かった。

	<p>操縦者は、同乗者を海面で仰向けにして片手で保持し、持っていたロープを釣り人に引っ張ってもらって本件階段にたどり着いた。</p> <p>操縦者は、同乗者を園山岸壁上に運び上げることができなかつたので、本件階段の途中で同乗者の心肺蘇生措置を始めた。</p> <p>釣り人は、119番通報して救助を要請した。</p> <p>同乗者は、来援した救急車で鹿児島市内の病院に搬送されたが、13時50分医師によって死亡が確認され、死因は溺水であった。</p> <p>水船状態で漂流していた本船、搭載物等は、付近の造船所の小型船によって回収され陸揚げされた。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>(1) 本船の乾舷に関する情報 本船の乾舷の高さは約20cmであった。</p> <p>(2) 操縦者及び同乗者に関する情報</p> <p>① 着衣 操縦者及び同乗者は、長袖のセーター、薄手のジャンパーの上に防寒ジャンパー、厚手の作業ズボン及び長靴を着用していた。</p> <p>② 救命胴衣の着用 本船には固形式の救命胴衣が2着搭載されていたが、操縦者及び同乗者は救命胴衣を着用していなかった。 ふだん、操縦者は乗船後に救命胴衣を着用しており、同乗者は救命胴衣を着用した後、乗船していた。</p> <p>③ 園山岸壁の使用 操縦者及び同乗者は、園山岸壁南東方約1kmにある桜島港（浦之前地区）のスロープから本船を出発させていたが、同スロープが使用禁止になった後、園山岸壁を使用していた。 園山岸壁の使用は、本事故時、操縦者が3回目、同乗者が2回目であった。</p> <p>(3) 同乗者の腰痛の情報 同乗者は、数年前から腰の痛みを訴えており、定期的に整体治療に通っていた。</p> <p>(4) 園山岸壁付近の海面高さに関する情報 本事故発生時、園山岸壁上面から海面までの高さは約1.2mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>同乗者の死因は、溺水であった。</p> <p>同乗者は、本船が、園山岸壁から出航中、左舷側に大きく傾斜し海水が舷側を越えて船内に浸入したことから、落水して溺死したものと</p>

	<p>考えられる。</p> <p>本船は、出航直後、同乗者が腰痛を訴えて本船の左舷側に横たわった際、操縦者が同乗者の姿勢を変えようと左舷側に体を寄せたことから、船体のバランスが崩れ左舷側に大きく傾いたものと考えられる。</p> <p>同乗者は、本船の出航前、高さ約1.2mの本件階段の上り下りを含め、車と本船との間を釣り具等を持って数回往復した際、腰痛が悪化したことから、出航直後、本船の左舷側に横たわったものと考えられる。</p> <p>本事故当日、同乗者が救命胴衣を着用していなかったことについては、荷物の運搬の支障になることから、乗船後に救命胴衣を着用しようとしていた可能性が考えられるが、本人が死亡したため、その状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、出航中、同乗者が腰痛を訴えて本船の左舷側に横たわった際、操縦者が同乗者の姿勢を変えようとして左舷側に体を寄せたため、左舷側に大きく傾斜し、海水が舷側を越えて船内に浸入し、同乗者が落水して溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、舷縁が低く、傾斜しやすいので、乗船者は、片舷側に重量が偏らないように乗船したり、荷物を置いたりすること。 ・乗船者は、乗船時に落水する可能性も考慮し、救命胴衣を着用してから乗船すること。